

# 佐敷こども園 重要事項説明書



公私連携幼保連携型認定こども園  
社会福祉法人 高原会  
佐敷こども園

〒901-1403 南城市佐敷字佐敷1246-2

電話：098-947-1875

FAX：098-988-4495

## 佐敷こども園 重要事項説明書

### 1. 運営主体

名称	社会福祉法人 高原会
所在地	沖縄県南城市字つきしろ1678番地295
電話番号	098-948-7733
代表者氏名	理事長 大田 朝史

#### (法人理念)

子どもの育ちに寄り添い、保護者共に最善を尽くし発達の保障を行い、保護者から信頼されるこども園を目指し、地域の子育支援の推進を図り、社会貢献していく。

### 2. 利用施設

施設の種類	南城市公私連携幼保連携型認定こども園				
施設の名称	佐敷こども園				
施設の住所	沖縄県南城市佐敷字佐敷1246番地2				
連絡先	電話：098-947-1875				
	FAX：098-998-4495				
管理者	園長 大田 朝史				
対象児童	南城市と周辺地域において、教育・保育を必要とする3歳～就学前までの子ども				
利用定員	認定区分	3歳	4歳	5歳	計
	1号認定	5人	9人	10人	110人
	2号認定	15人	21人	50人	
	計	20人	30人	60人	
	開設年月日	令和5年4月1日			

※利用定員の人数は変更になることがあります。

### 3. 設置の目的

本園は、公私連携幼保連携型認定こども園として、3歳以上の子どもに対する義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育・保育を一体的に行い、心身の発達にふさわしい環境を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

### 4. 運営方針

本園は、南城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年3月23日条例第8号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子育て支援法（平成24年法律第65号）及び認定こども園法、その他の関係法令等に基づいて、質の高い幼児教育・保育を行うものとします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、下記の運営方針による教育・保育を行います。

- (1) 幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と密な連携を取り、子どもの状況や発達の過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域などの様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 子どもの国籍、信条、社会的身分等によって差別的取り扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもに十分な配慮をもって運営します。

## 5. 施設・設備等の概要

### (1) 施設

敷地	敷地全体	4,592.00㎡
	園庭	1,877.00㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	1,311.08㎡

### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	4室	3歳児クラス 1 4歳児クラス 1 5歳児クラス 2 ※入所人数により変更する場合がある
遊戯室	1室	
職員室	1室	
保健室	1室	
トイレ	6室	

## 6. 教育・保育目標、教育・保育方針、指導の重点

### (教育・保育目標)

- よく考えて遊ぶ子
- 仲良くできるやさしい子
- 明るくたくましい子

### (教育・保育方針)

- 一人ひとりの個性を大切にし、愛情豊かな教育・保育を実践する
- 様々な人との関わりの中で思いやりのある心を育てる
- 保護者の気持ちに寄り添い子どもの成長を共に喜び合える関係づくりに努める

### (指導の重点)

- 元気よくあいさつができる子の育成
- 使った物を元に戻すことができる子の育成
- 集中して話を聞くことができる子の育成
- 自分が思ったことを進んで話すことができる子の育成
- 身近な環境に積極的にかかわって遊ぶ子の育成

(教育・保育要領を踏まえた目標)

3歳児：喜んで登園し保育者に親しみを持ちながら園生活を安心して過ごす

4歳児：友達との関りを基に思いやりを育み、集団で行動したり身近な環境への関わりを楽しむ

5歳児：友達と共通の目的を持って取り組み協力してやり遂げようとする

## 7. めざす保育教諭像

◎チームと共に築く仲間として、自らの責任を果たすことが自覚できる保育教諭

◎園児一人一人の個性と人権を尊重し、愛情豊かな教育保育を実践できる保育教諭

◎保護者の気持ちに寄り添い、家庭的な愛情にあふれ子どもの成長を共に喜びあえる温かさで誠実さを持った保育教諭

◎家庭や地域・社会と密な連携を取り、信頼される保育教諭

◎園児やその保護者の求める必要な支援を的確に把握し実践できる保育教諭

## 8. 職員の配置状況

### (1) 職種・員数

職種	員数	備考
園長	1名	
主幹教諭	2名	
保育教諭	15名	・連携推進リーダー ・特別支援教育コーディネーター含む
保育士	1名	
幼稚園教諭	2名	
支援員	3名	
事務職員	1名	

※上記の職員数は入所人数により変動することがあります

## 9. 園医及び園薬剤師

専門	医院名・医師氏名	所在地	電話番号
内科医	大里こどもクリニック 島袋 智志	南城市大里字平良 2545-1	098-882-8111
歯科医	コマカ歯科クリニック 南原 弘	南城市知念字久手堅3 27-1	098-948-3108
薬剤師	りんりん堂薬局 下野 明子	南城市大里字平良 2568-2	098-882-0051

10. 開園日・開園時間・休業日について

開園日		月曜日～土曜日
開園時間	月曜日～土曜日	7時15分～18時15分
休業日	1号認定	◎土曜日及び日曜日 ◎祝日 ◎慰霊の日：6月23日 ◎学年始休業日：4月1日～4月6日 ◎夏季休業日：7月21日～8月28日 ◎冬季休業日：12月26日～翌年1月5日 ◎学年末休業日：3月23日～3月31日 ◎その他南城市が特に必要と認める日
	2号認定	◎日曜日 ◎祝日 ◎慰霊の日：6月23日 ◎年末年始休：12月29日～翌年1月3日 ◎その他南城市が特に必要と認める日

※教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情がある時は、休業日に教育・保育を行うことがあります。

※非常変災その他園長及び南城市が必要と認めた場合は、臨時に教育保育を行わないことがあります。

※休業日は暦の関係等により日程を変更する場合があります

11. 教育・保育を提供する時間について

認定区分	曜日	時間
1号認定	月曜日～金曜日	8時30分～14時
2号認定(短時間)	月曜日～土曜日	8時30分～16時30分
2号認定(標準時間)		7時15分～18時15分

12. 提供する教育・保育の内容について

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育その他の提供を行います。

(年間行事予定) ※年度によって変更あり※

月	行 事	備 考
4月	・入園式・進級式 ・こいのぼり集会 ・春の遠足 ・尿・蟻虫検査	(入園式) 新入園児のみ保護者参加
5月	・園公開日	
6月	・内科、歯科検診	前期検診
7月	・夏まつり ・交通安全教室	(交通安全教室) 与那原警察署協力のもつ行う
8月	・夜のわくわくこども園	
9月	・お招き会	(お招き会) 祖父母参加
10月	・尿・蟻虫検査	
11月	・親子レク ・秋の遠足	(親子レク) 保護者参加
12月	・お楽しみ会	
1月	・内科、歯科検診 ・園公開日 ・ムーチー作り	(内科・歯科検診) 後期検診
2月	・豆まき ・近隣小学校体験ツアー	
3月	・カレーパーティー ・卒園記念遠足 ・卒園式	(卒園式) 卒園児のみ保護者参加
●毎月の行事● ・お誕生日会・避難訓練・身体測定		

13. 給食等について

(給食の提供について)

○本園の給食は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、食物アレルギー等にも配慮し、給食(外部搬入)により提供します。

○毎月1回お弁当の日があります。

(食物アレルギーについて)

○食物アレルギーのあるお子様は、「生活管理指導表」に基づき、管理栄養士、担任等と面談を行い、対応について検討します。

(給食費について)

1号認定	月～金	月額6,000円 (主食：1,000円 副食費：5,000円)
2号認定	月～土	月額7,500円 (主食：2,000円 副食費：5,500円)

※食材費の価格変動により変更となる場合があります。

※1号認定はおやつ提供がなく、登園日数が違う為、徴収内容が異なります。

(支払方法について)

項目	支払い方法	振替日
主食費・副食費	口座振替	毎月17日(初回のみ2ヶ月分)

14. 要望・苦情に関する相談窓口について

相談窓口	・窓口担当者 主幹教諭 糸数和香代 ・ご利用時間 9時00分～16時30分 ・電話番号：098-947-1875 ・FAX：098-988-4495 ※担当者が不在の場合は、他職員までお申し出下さい。	
第三者委員	・上原有希(つきしろ自治会長) ・新垣聡子(小学校教諭)	☎ 098-948-2237 ☎ 098-947-6212

15. 非常災害時の対策について

非常時の対応	別途定める災害マニュアルにより対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防火設備	・自動火災報知機 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具の防火処理 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施する

## 16. 事故対応について

### (事故対応)

- ◎園児の送迎は保護者の責任とし、登降園時の事故は児童の受け渡し時を基準に責任の所在を決定する。
- ◎園児自身に起因する事故、園児が他の者に与えた事故は、園長とその園児の保護者との協議により対応する。
- ◎職員の故意又は過失により生じた事故は、園長と職員との協議により対応する。
- ◎園の責任の範囲の事故は、本園の加入している「社会福祉事業者総合保険」の限度内で対応する。(別途パンフレット参照)

### (事故報告方法)

- ◎園内で怪我をした場合(出血、打撲、園児が痛がる様子のある時等)、怪我の現場責任者→担任→園内の管理責任者(園長、主幹教諭)の順に報告します。
- ◎病院受診の可否を管理責任者が判断し、病院へ行く場合は保護者へ連絡後、病院を受診し、結果が判明次第、再度連絡いたします。  
(怪我の程度によっては保護者の同伴を必要とする場合があります)  
(園児が怪我をして、病院へ行かなくてもよいと判断した場合でも、直接、口頭又は電話連絡いたします)

## 17. 送迎について

- ◎自動車による送迎の場合、専用駐車場をご利用ください。路上駐車はご遠慮ください。
- ◎専用駐車場や近隣敷地、お迎え後の園庭で園児を遊ばせないでください。
- ◎専用駐車場の立ち話などによる長時間利用はご遠慮ください。(お子様から目を離さないようお願いいたします)
- ◎送り迎えの際は必ず門扉、鍵を閉めてください。
- ◎お迎えは責任もてる方をお願いします。保護者以外の場合は、必ず事前に連絡してください。連絡がない場合は、電話連絡にて保護者の方に確認が取れるまでは、引き渡し出来ませんのでご了承ください。(小中学生兄弟のみの送迎もご遠慮ください)



## 18. 感染予防及び健康管理について

(欠席について) 下記の場合は必ず欠席するようにしてください。

- ◎38.0℃を超えている場合。(解熱剤を服用しての登園はお断りします)
- ◎嘔吐や下痢がひどい又は、普段の食事が出来ない場合。
- ◎園より「感染性胃腸炎流行中」のお知らせが掲示期間中に、前日や当日に嘔吐や下痢をした場合。(ウイルスは10日間程度、糞便中に排泄されていることがあるため)
- ◎39.0℃以上の熱が出た次の日。(24時間は様子を見ましょう)
- ◎予防接種を受けた日。

(電話連絡) 下記の場合は電話連絡します。

- ◎37.8℃を超えた場合。(お子様の様子を見て念のため連絡します)  
(熱性けいれんをおこしたことがある場合は37.5℃を超えた時)
- ◎嘔吐や水様便があった場合や腹痛を訴える場合。
- ◎元気がなく、機嫌や顔色が悪い場合。
- ◎咳があり眠れない場合。
- ◎耳だれがある場合。

(早退について) 下記の場合は必ずお迎えに来ていただきます。

- ◎38.0℃を超えた場合。
  - ◎嘔吐や水様便が2回以上続く場合、または各1回ずつあった場合。
  - ◎受診していない発疹が保育中に増えた場合。
  - ◎その他、感染症が流行している場合は感染状況に応じて対応する場合があります
- ※感染予防のため、嘔吐や下痢で汚れた衣服や布団類は可能な限り拭き取り後、お返しします。園で手洗いはしません。
- (他児の物が汚れた場合は、ご家庭で洗って頂いた後、園へご返却ください)
- ※保護者の方が感染症を発症した場合は、送迎をお控えください。やむを得ず送迎される場合は、マスク着用の上、玄関先での引き渡しを行います。園内への立ち入りはお控えください。

## 19. 薬の取り扱いについて

- ◎慢性的な疾患や医師の指示により保育時間内に継続して服用が必要な場合のみ対応します。
- (受診する際は、こども園へ通園している旨をご説明ください)

◎保育時間に与薬がどうしても必要な場合は依頼書をご記入頂き、薬を1回分(液体も)職員に手渡してください。また、依頼書は、同じ内容の与薬が続く場合でも、受診のたびに提出して頂きますので、ご了承ください。

(手渡されなかった場合はいかなる場合でも与薬できませんのでご了承ください)

◎虫さされに関しては予め「重要事項説明書及び個人情報の取り扱いに関する同意書」にて希望を確認の上、塗り薬、虫よけスプレー等の対応をさせていただきます。

## 20. 個人情報取り扱いについて

園児及び保護者の皆様の個人情報の保護に関する重要性を認識し、個人情報に関する法令及び厚生労働省ガイドラインを厳守し、個人情報保護法の保護に努めます。

また、当園は「重要事項説明書及び個人情報の取扱いに関する同意書」に署名し提出して頂きます。

### 1・個人情報

園児の氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、健康診断・発達相談等の結果、園児の保育記録、その他、入園申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報

### 2・利用目的

○園職員が、健康保持について適切な対応をするために、医師から園児の身体の状態について、保護者に代わって説明を受ける(内科検診。歯科検診等)

○園児の就学先、転園先への円滑な移行、接続が図れるよう園児の様子、発達段階、保育状況やその他、生活状況等の情報共有

○園の行事や活動内容をお便り、職員研修資料、園紹介パンフレットなど、園児の写真の掲載(ホームページ含む)

※同意頂けないお子様の写真は一切掲載いたしません

○掲示物やクラスだよりに誕生日の掲載

○法令に定められた義務の履行または権利の行使のための公的等との情報共有

(保管期間)

個人情報は、利用目的に必要な期間に限り保管されます。

## 21. 負担金について

※当園は特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、給食費、教材費、行事費の費用を徴収します。

### <その他教育・保育の提供における便宜に要する費用>

	用品名	金額	備考
1	出席ノート・シール	570円	
2	お誕生日カード	300円	
3	名札	120円	
4	作品バック	90円	
5	諸費徴収袋	90円	
6	お便りファイル	110円	
7	自由画帳	360円	
8	クレヨン	550円	
9	はさみ	440円	
10	園児用のり	110円	
11	クラス帽子	900円	※クラスにより色指定あり ※個人で購入可

※在園児は1～4、新入園児は1～6を全員購入いただきますようお願いいたします。

※価格変更により金額が変更する場合がございます。

## 22. 子育て支援事業

### <一時預かり事業>

本園は、こども園等に通っていない3歳児以上の未就学児、一号認定児を対象に保護者の就労やご家族の事情などで一時的に、保育が必要となった場合に一時預かり事業を実施いたします。

#### 一時預かり事業の実施日及び実施期間

実施日	月曜日～金曜日(祝日は除く)
実施時間	午前8時30分～午後2時 午後2時～午後6時15分

※提供する日数や期間は、園の状況に応じ、ご希望に添えない場合もあります

※事前に申請の手続きが必要になります

幼稚園型 一般型	時間	金額
	午前8時30分～ 午後2時	550円/1回
	午後2時～ 午後6時15分	450円/1回
	給食費 (1人1食)	280円
	おやつ代 (1人1食)	50円
	教材費 (一般型のみ)	～4,000円程度

#### <延長保育事業>

事業	認定及び対象区分	曜日	利用時間	利用料
延長保育料	2号認定(短時間)	月～土	16時31分～ 17時30分	100円/30分
	2号認定(標準時間)	月～金	18時16分～ 19時15分	300円/60分

※1号認定については、降園後、通年利用する形態の預かり保育は実施しておりません。

やむを得ず保育が必要となる場合のみ、利用可能です。

#### <園庭開放事業>

相談により実施

#### 23. その他

◎当園敷地内は、駐車場を含めすべて禁煙です。

◎利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

◎園行事の際に保護者が撮影した写真や動画に関して、自身のお子様以外の園児が写っている写真や動画をSNS等に掲載しないで下さい。

